

告 示

埼玉県告示第百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月八日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

所沢パークタウン駅前通り団地中心施設

埼玉県所沢市並木三丁目一番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 一号棟一〇三、二号棟一一二、一一三、四号棟一〇五、一〇六 午

前九時から午後七時

一号棟一〇四 午前九時から午後五時

二号棟一〇一、一一〇、四号棟一〇七、一〇八、六号棟一〇一 午

前九時から午後八時

二号棟一〇八、五号棟一〇五 午前九時から午後七時三十分

二号棟一一一、四号棟一〇四、一〇九 午前九時から午後六時

十号棟一〇二 午前九時から午後十時

(変更後) 一号棟一〇三、一〇四、二号棟一〇七、一〇八、四号棟一〇五、

五号棟一〇五、六号棟一〇一 午前九時から午後十時

七号棟一〇五、一〇六、一〇九、一一〇 午前零時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三十分から午後十時三十分

(変更後) 午前零時から翌午前零時

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設①から⑦ 午前六時から午後十時

(変更後) 荷さばき施設①から⑤、⑦ 午前六時から午後十時

荷さばき施設⑥ 午前零時から翌午前零時

令和四年二月二十二日

二 届出年月日

令和四年二月二十一日

二 縦覧期間

令和四年三月八日から令和四年七月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に對し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年三月八日から令和四年七月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課